

## 「造形デザイン」の知財判決紹介（９）

### ——部分意匠の類否判断における対比意匠（被告意匠）の認定——

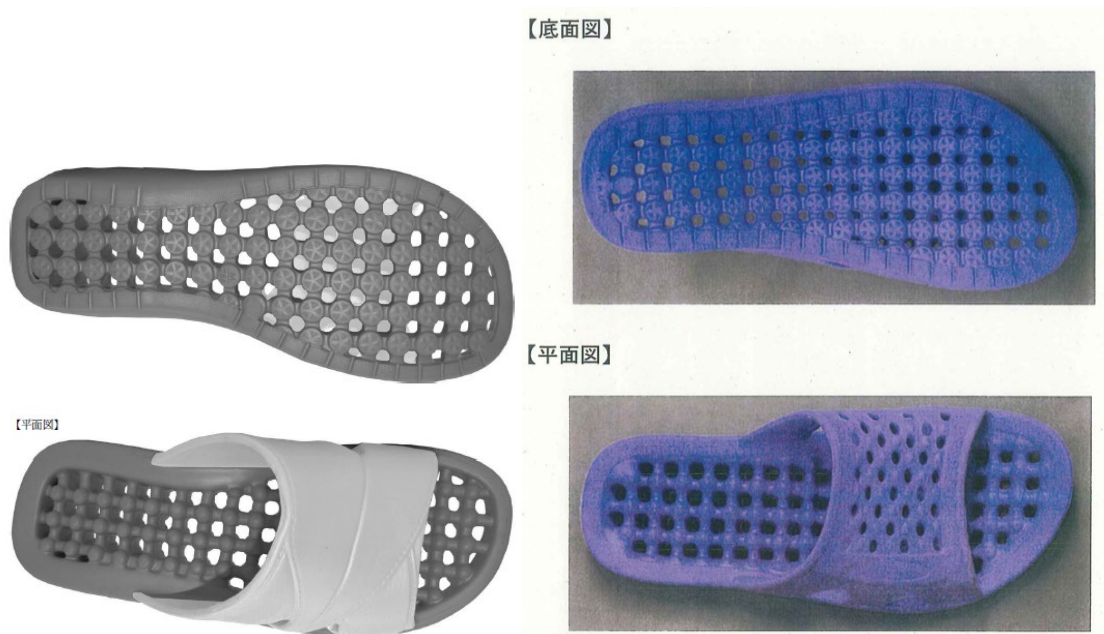
東京地判平成 25 年 4 月 19 日「サンダル」意匠権侵害差止等事件平成 24（ワ）3162

京橋知財事務所  
弁理士 梅澤 修

< 意匠登録第 1 3 5 0 6 8 9 号「サンダル」 >

< 被告製品 >

#### 【底面図】



#### 【事案の概要】

本件は、「サンダル」に関する意匠権（意匠登録第 1 3 5 0 6 8 9 号。）を有する原告が、被告製品（サンダル）の販売の差止め等を求める事案である。本件意匠は部分意匠であって、意匠登録を受けようとする部分は、サンダルの「サンダル台部分」である。結論として、本件意匠と「被告製品のサンダル台部分の意匠」（被告意匠）は類似すると判断され、原告の請求が認められた。

本件は、被告製品における被告意匠の認定について明確な説示がされている点が注目される。原告や被告の主張では、被告製品と被告意匠との区別や認定がやや曖昧であったところ、裁判所は、被告意匠が、「被告製品の部分の意匠」であり、「部分意匠」であると説示しており、被告製品全体の意匠（全体意匠）に包含される別の意匠（部分意匠）であることを説示したものと解される。また、この部分意匠の認定を踏まえて、損害額

の算定において「寄与率」を決定している点も注目される。

さらに、本件では、被告の抗弁として、原告の登録意匠に「公知意匠による新規性欠如」の無効理由があることを主張しており、公知意匠と本件登録意匠との類否が争点となっている。そこで、裁判所は、部分意匠の場合の引用意匠（意3条1項3号）の認定についても、上記被告意匠の認定と同様、公知資料（カタログ製品等）から本件意匠に相当する「部分意匠」を抽出し、引用意匠を特定している点が注目される。

## 【判決要旨】

### 「第3 当裁判所の判断

1 原告が本件意匠権を有していること、被告が被告製品を業として販売していたことは争いがない。

#### 2 本件意匠と被告意匠の類否について

##### (1) 意匠部分の用途、機能、位置等

A 本件意匠は、意匠に係る物品「サンダル」におけるサンダル台部分の部分意匠である。本件意匠のサンダル台部分の用途、機能は、使用者の足を乗せる部分であって、突起部材によって使用者の足の裏を刺激するとともに、空隙部によって通気性・通水性を向上させるものである（甲1の意匠公報における【意匠に係る物品の説明】）。当該部分は、サンダル台の縦方向の中央部から前方部の両側端部に接合され、つま先部分が開口した略半筒状の甲被部とからなるサンダルの、サンダル台部分である。

a 被告製品はサンダルであり、本件意匠に係る物品「サンダル」と同一であり、被告製品のサンダル台部分は、本件意匠の当該部分と同様の用途及び機能を有する。被告製品のサンダル台部分の位置、大きさ、範囲等は本件意匠とほぼ同一である（以下、被告製品のサンダル台部分の意匠を「被告意匠」という。）。

以上を前提として、部分意匠の類否について判断する。

##### (2) 本件意匠及び被告意匠の構成

###### ア 本件意匠の構成

###### (ア) 意匠部分の基本的構成態様

B 平面視及び底面視においては、略糸瓜形状であり、側面視においては、爪先からいったん下がって、土踏まず付近で凹弧状から凸弧状に切り返され、踵に向かって徐々に厚くなる緩やかな略波形状である。

###### (イ) 具体的構成態様

C 外周を形成する枠部材と、枠部材に固定され縦横直交する縦リブ及び横リブとからなり、表面から底面に通じる複数の空隙部が存在する。

D 前記リブが直交する直交部分の表面側には、半球状突起部材が保持されている。

E 前記リブが直交する直交部分の底面側には、円板状部材が保持されている。

F 前記円板状部材の上には、5つの三角形の突起部材が放射状に配設形成されている。

G 前記円板状部材は、縦方向に6列形成され、各列の円板状部材の個数は、中央の2列が17個（以下、個数については円板状が4分の1円程度以上視認できるものの個数で数える。）、親指側の2列が枠部材側から数えて7個と10個、小指側の2列が枠部材側から数えて5個と16個である。前記円板状部材は、横方向に17列配列され、各列の円板状部材の個数は3個ないし6個である。これらの円板状部材は、縦横等しいほぼ所定の間隔をあけて配列されている。

H 前記縦リブ及び横リブの前記半球状突起部材及び前記円板状部材の間の部分の幅は、それらの部材のほぼ半径程度以上直径未満に形成されている。

I 前記枠部材は、底面のうち先端部付近、土踏まず付近及び後端部付近を除き、横方向に左右各17個の溝が形成されている。

## **イ 被告意匠の構成**

### **(ア) 意匠部分の基本的構成態様**

b 青色であり、平面視及び底面視においては、略糸瓜形状であり、側面視においては、爪先からいったん下がって、土踏まず付近で凹弧状から凸弧状に切り返され、踵に向かって徐々に厚くなる緩やかな略波形状である。

### **(イ) 具体的構成態様**

c 外周を形成する枠部材と、前記枠に固定され縦横直交する縦リブ及び横リブとからなり、表面から底面に通じる複数の空隙部が存在する。

d 前記リブが直交する直交部分の表面側には、半球状突起部材が保持されている。

e 前記リブが直交する直交部分の底面側には、円板状部材が保持されている。

f 前記円板状部材の上には、5つの三角形の突起部材が放射状に配設されている。

g 前記円板状部材は、縦方向に6列形成され、各列の円板状部材の個数は、中央の2列が16個と17個、親指側の2列が枠部材側から数えて6個と12個、小指側の2列が8個と15個である。前記円板状部材は、横方向に17列配列され、各列の円板状部材の個数は、2個ないし6個である。これらの円板状部材は、縦横ほぼ等しい所定の間隔をあけて配列されている。

h 前記縦リブ及び横リブの、前記半球状突起部材及び前記円板状部材の間の部分の幅は、それらの部材のほぼ半径以上直径未満に形成されている。

i 前記枠部材は、底面のうち先端部付近及び後端部付近を除き、横方向に左右20個

又は21個の溝が形成されている。

(3) そうすると、本件意匠と被告意匠には、以下の差異点が認められる。

差異点1：本件意匠は、色彩を捨象したモノクローム写真で表現された意匠であるのに対し、被告意匠は青色である点（基本的構成態様B）。

差異点2：本件意匠では、円板状部材の個数が、縦列において、中央の2列が17個、親指側の2列が枠部材側から数えて7個と10個、小指側の2列が枠部材側から数えて5個と16個、横列において3個ないし6個であるのに対し、被告意匠では、縦列において、中央の2列が16個と17個、親指側の2列が枠部材側から数えて6個と12個、小指側の2列が8個と15個、横列において2個ないし6個である点（具体的構成態様G）。

差異点3：本件意匠では、前記枠部材の底面のうち土踏まず付近に溝が形成されておらず、左右各17個の溝を有するのに対して、被告意匠では、当該土踏まず付近にも溝が形成され、左右20個又は21個の溝が形成されている点（具体的構成態様I）。

(4) 上記差異点について検討する。

差異点1については、本件意匠は色を限定していない意匠と解されるから、実質的な差異とはいえない。

差異点2（円板状部材の個数）については、縦列、横列の列数は同じであり、その列の内部における個数の相違にすぎず、かつ、個数の差異の程度も小さなものとどまるから、看者の注意を惹くほどの差異とはいえない。

差異点3（底面の溝の数及び土踏まず部分における溝の有無）も、定型的な模様であって、看者の注意を惹くほどの差異とはいえない。

本件意匠と被告意匠を全体的に対比しても、上方向きに突出する複数の突起部材を所定の間隔を開けて配設し、複数の空隙部を設けるという構成自体は公知意匠と認められるから（乙1）、看者の注意はリブと突起部材及び円板状部材のデザインに向かうものと考えられるところ、そのリブと突起部分及び円板状部材のデザインにおいて両者は類似の美感を与えるものであり、公知意匠を踏まえて類否につき検討しても、両意匠は類似する。

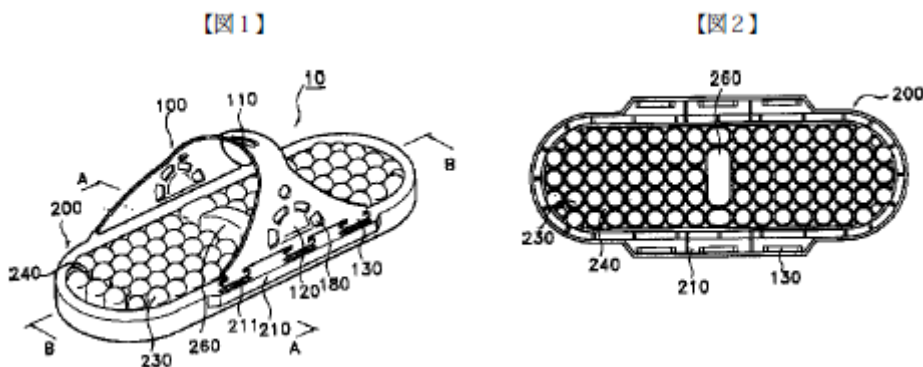
### 3 意匠無効の抗弁について

(1) 被告は、本件意匠は乙1ないし4の公知意匠と類似し、意匠法3条1項1号、3号、48条により無効となるべきものであるから、同法41条、特許法104条の3により原告の権利行使は許されないという趣旨の主張をする。

そこで、本件意匠に無効事由があるか検討する。

(2) 乙1について

ア 登録実用新案第3062345号公報（乙1）は、平成11年10月8日に国内において頒布された刊行物であり、そこに開示されている意匠（乙1意匠。スリッパ全体の意匠）の本件意匠の当該部分に相当する部分（乙1でいう「足底部材」）の意匠（乙1でいう「スリッパ」は本件意匠でいう「サンダル」に、「足底部材」は「サンダル台」にそれぞれ相当するから、以下、「乙1サンダル台部分の意匠」という。）は以下のとおりである。



#### （ア）意匠部分の用途、機能、位置等

1 a 乙1意匠に係る物品は「スリッパ」である。乙1意匠の足底部材（本件意匠でいう「サンダル台」に相当する部分であるため、以下、「サンダル台」という。）の用途、機能は、使用者の足を乗せる部分であって、刺激用指圧突起によって使用者の足裏を刺激するとともに、通水孔によって水を通水させるものである（乙1の【請求項1】等）。

本件意匠の当該部分に相当する部分は、サンダル台と、サンダル台の前後方向中央の両側端部に接合され、両側から履けるよう正面視半円状かつ側面視ロート状に開口した係合バンド（本件意匠でいう「甲被部」に相当する。）とからなるスリッパの、サンダル台部分である。

#### （イ）意匠部分の基本的構成態様

1 b サンダル台部分は、平面視及び底面視において略小判状であり、側面視において直線状である。

#### （ウ）具体的構成態様

1 c サンダル台部分は、外周を構成する枠部材と刺激用指圧突起及び刺激用指圧隆起部とから構成され、サンダル台部分には、表面から底面に通じる複数の通水孔が存在する。

1 g 刺激用指圧突起は縦方向に15個～16個、横方向に5個規則正しく配列され、土踏まず部分に1個の楕円形の刺激用指圧隆起部が配置されている。

1 h サンダル台の両側面に、係合バンドを結合する結合孔を備える固定部が形成されている。

イ 本件意匠の当該部分の用途、機能、位置等、本件意匠の構成は、前記 2 (1) 及び 2 (2) ア(ア)のとおりである。

乙 1 意匠の物品「スリッパ」と本件意匠の物品「サンダル」とは同一又は類似である。

乙 1 意匠のサンダル台部分の用途及び機能は、本件意匠と類似する。

本件意匠と乙 1 サンダル台部分の意匠には、少なくとも以下の差異点がある。

差異点 1：平面視及び底面視におけるサンダル台の形状が、本件意匠は、前方が広がり、後方が窄まった略糸瓜形状であるのに対し、乙 1 サンダル台部分の意匠は、前後対称の略小判状である点（基本的構成態様 B）。

差異点 2：側面視におけるサンダル台の形状が、本件意匠は、爪先からいったん下がって、土踏まず付近で凹弧状から凸弧状に切り返され、踵に向かって徐々に厚くなる緩やかな略波形状であるのに対し、乙 1 サンダル台部分の意匠は直線状である点（基本的構成態様 B）。

#### ウ 類否判断

両意匠は、差異点 1 において、需要者に与える美感が一見して明らかに異なる。この差異点 1 のほか差異点 2 及び具体的構成態様においても両意匠は異なっており、両意匠は非類似である。」

#### 「(3) 乙 2 について」

「イ 乙 2 意匠（サンダル全体の意匠）の本件意匠の当該部分に相当する部分（サンダル台部分）の意匠（以下「乙 2 サンダル台部分の意匠」という。）の構成は、以下のとおりと認められる。」

#### 「4 損害について

##### (1) 被告製品の譲渡数量

被告が、平成 23 年 2 月 1 日から同年 7 月 7 日までの間に被告製品 3 万 4 3 6 0 足を販売したことは争いがない。

##### (2) 原告製品の単位数量当たりの利益の額

ア 平成 23 年当時、原告が EVA 製の穴開きサンダルである原告製品を販売していたことは争いがないから、原告は、意匠法 39 条 1 項により、被告製品の販売数量に原告製品の単位数量当たりの利益の額及び寄与率を乗じた額をもって、原告の受けた損害の額とすることができる。

イ 原告製品の 1 足当たりの原告の利益は、甲 16 ないし 22、24 によれば、販売額

が消費税込みで493円（消費税抜き470円），輸入取引費用及び変動経費が消費税を含め223円（消費税抜き214円）であるから（別紙「輸入仕入原価一覧表」参照），1足あたりの限界利益は270円と認められる。販売価格・仕入価格とも，現実に消費税を含めた価格で金員が支払われているのであれば，消費税込み価格をもって販売価格・仕入価格と認めるのが相当である。

(3) 本件意匠は部分意匠であり，サンダル全体に占める当該部分の割合は約77％であるから（甲23，弁論の全趣旨），本件意匠の寄与率は75％と認める。

(4) そうすると，原告の得べかりし利益は， $3万4360足 \times 270円 \times 75\% = 695万7900円$ となる。

**(5) 原告の市場占有率について**

乙5ないし14，弁論の全趣旨によれば，平成23年当時，「穴の開いたサンダル」の市場は，原告とアイリスオーヤマとで市場の約9割，それ以外の業者が約1割であり，原告とアイリスオーヤマの市場占有率はほぼ拮抗していたと認めるのが相当である。

そうすると，原告の市場占有率は約45％というべきであり，被告による被告製品の販売がなかったとしても，原告が競合品である原告製品を販売できたのは，被告の譲渡数量の45％にとどまるものというべきである。

すなわち，3万4360足の55％である1万8898足（382万6845円相当）については，「譲渡数量の一部に相当する数量を意匠権者が販売することができないとする事情」が認められるというべきである。

原告は，本件意匠の類似品でなければ競合品に当たらないとか，EVA製サンダルでなければ競合品に当たらないとか主張するが，そのように競合品を限定すべきとは解されない。

(6) 以上によれば，原告の損害は，695万7900円から382万6845円を控除した，313万1055円と推定される。

**(7) 意匠法39条1項と3項の重畳適用の可否について**

原告は，市場占有率による被告製品の販売数量の一部控除が認められた場合には，その控除数量分については意匠法39条3項を重畳適用すべきであると主張する。

しかし，原告の損害は，上記意匠法39条1項による損害額の算定により評価し尽くされているものというべきであり，これとは別個に3項による損害の填補を認めるべき合理的理由を見出し難い。

(8) 以上によれば，意匠法39条1項による原告の損害は，313万1055円と推定される。

(9) 被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士等費用として，上記損害の10％であ

る 31 万 3105 円を認める。

(10) そうすると、原告の損害は合計 344 万 4160 円となる。

**5 以上によれば、原告の請求は、**

(1) 意匠法 37 条 1 項に基づき、被告製品の製造、販売、輸入、又は販売の申出の差止め

(2) 同法 37 条 2 項に基づき、被告製品の廃棄

(3) 民法 709 条、意匠法 39 条 1 項に基づき、344 万 4160 円及びこれに対する不法行為終了の日である平成 23 年 7 月 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。」

## 【検討】

### 1. 部分意匠の定義

部分意匠は、意匠法2条1項の括弧書きに規定されるとおり、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義される<sup>1</sup>。平成10年の改正は、「物品の部分に係る意匠」（物品の部分の意匠）も保護対象となるように改正したと説明される<sup>2</sup>。裁判例においても、この「部分意匠」の定義が確認されている<sup>3</sup>。

なお、この定義規定の改正は、物品概念に「物品の部分」を含めるようにも読め<sup>4</sup>、一見「物品」概念を変更する規定と誤解されやすい。しかし、多くの論者が指摘するとおり、意匠法上の「物品」概念を変更・拡大したものではない<sup>5</sup>。これは、「物品の部分」を意匠の構成要素として新たに加えたものであり<sup>6</sup>、「意匠」の概念に「部分意匠」を新たに追加し、「意匠」概念の変更・拡大を規定したものと解される<sup>7</sup>。物品との関係で敷

---

<sup>1</sup> 特許庁編『工業所有権法逐条解説』でも、「部分意匠（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）」と換言されている（『逐条解説〔19版〕』2012年1069頁）。また、『意匠審査基準』でも、「部分意匠とは、…物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される」とされている（『意匠審査基準』（平成24年）71.1, 81頁）。なお、厳密に条文に即せば、部分意匠の定義には、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」との規定が含まれる。

<sup>2</sup> 『逐条解説〔19版〕』1069頁。

<sup>3</sup> 知財高判平成19.1.31「プーリー」（平成18（行ケ）10317）事件では、「物品の部分」の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」ということがある。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものも、「意匠」（意匠法2条1項）であり、部分意匠として、意匠登録を受けることができる。」と説示されている。なお、裁判例では、「物品の部分に係る意匠」とはわずに、「物品の部分の意匠」とする場合がほとんどである。例えば、知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」（平成24（行ケ）10449）では、「物品の部分の意匠である部分意匠（意匠法2条1項かっこ書き）」とされている。

<sup>4</sup> 例えば、「意匠法2条1項では、……物品の概念に物品の部分が含まれることを明文化している。」との解説もある（茶園成樹編『意匠法』（有斐閣2012年）145頁）。

<sup>5</sup> 例えば、渋谷氏は、「物品の部分について部分意匠の成立を認める必要があるため、「意匠の概念」を拡大することを目的として、物品は、その部分を含むと定義されているが（2条1項括弧書き）、この定義によって、「物品の概念」が拡大されるわけではない。」とし（渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣2007年）550頁）、「これは部分も物品であるといっているわけではない。」と指摘する（同556頁）。

<sup>6</sup> 「物品の部分」を意匠の構成要素として新たに加え、部分意匠（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）が意匠登録の対象となるようにした。（『逐条解説〔19版〕』1069頁）。

<sup>7</sup> なお、「以下同じ」（意2条1項の括弧書き）を真面目にとると、相当数の条文が関係してくるが、全てを整合的に解釈するのは難しい。例えば、意2条3項の「意匠に係る物品」を「意匠に係る物品の部分」と置き換えたり、「物品の区分」を「物品の部分の区分」と置き換えて解釈する

衍していえば、全体意匠は、「物品に係る意匠」（例えば、自動車に係る意匠）であるが、部分意匠は、「物品の部分に係る意匠」（例えば、自動車のライト部分に係る意匠）である。だが、両意匠の意匠に係る物品には概念変更がなく、同じ「物品」（自動車）である。なお、「部品に係る意匠」（部品ライトに係る意匠）は、意匠に係る物品は「（自動車の）ライト」である。

本判決において、「意匠部分」との表現がある。この表現は新しいものと思われるが、その文脈から見ると、単に「意匠登録を受けようとする部分」を省略的に「意匠部分」と表現したものと解される<sup>8</sup>。なお、「意匠登録を受けようとする部分」という表現も曖昧であるが、「意匠登録を受ける」ことができるのは「意匠」であるから、この「部分」は、「物品の部分」、より正確に言えば、「物品の部分の形状等であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」、すなわち「物品の部分に係る意匠」（部分意匠）を省略したものと思われる<sup>9</sup>。したがって、「意匠登録を受けようとする部分」とは、「意匠登録を受けようとする物品の部分に係る意匠」又は「意匠登録を受けようとする部分意匠」を省略した表現と解される。

## 2. 部分意匠の類否判断

以上のとおり、部分意匠の定義において、物品概念の変更はなく、その他の形状等の概念についても変更はない。したがって、部分意匠の類否判断も、基本的には通常在意匠（全体意匠）の類否判断と同様であり、意匠法 24 条 2 項の規定によって、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うもの」である<sup>10</sup>。

---

ことはできない（加藤恒久『部分意匠論』（尚学社 2002 年）209 頁～212 頁参照）。

<sup>8</sup> 「意匠部分」の表現は、知財高判平成 25. 6. 27「遊技機用表示灯」（平成 24（行ケ）10449）においても、「登録意匠において部分意匠として意匠登録を受けた部分（本件登録意匠部分）」として使用されている。大阪地判平成 25. 9. 26「遊技機用表示灯」（平成 23（ワ）14336）でも、「意匠登録を受けた部分を「本件意匠部分」という。」とされている。

<sup>9</sup> 意匠法施行規則様式第 2〔備考〕8，様式第 6〔備考〕1 1，様式第 8〔備考〕3において、「物品の部分について意匠登録を受けようとする場合」との表現があるが、これらも、「物品の部分に係る意匠」を省略的に「物品の部分」と表現したものと解される。

<sup>10</sup> 知財高判平成 18. 7. 18「スポーツ用シャツ」（平成 18（行ケ）10004）では、「物品の部分」に係る意匠（部分意匠）についても、通常在意匠（全体意匠）と同様に、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」を保護の対象とするものであり、その場合、「物品」を離れた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を保護するものでないことはいうまでもないところである。部分意匠がこのようなものであるとすると、部分意匠についての類否判断も、基本的には通常在意匠（全体意匠）の類否判断と異なるところはないものと解するのが相当である。」とし、「部分意匠の類否判断においても、全体的観

部分意匠の類否判断において、全体意匠と異なる点は、「意匠登録を受けようとする部分」の形態について、当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲（以下、「位置等」ともいう。）が問題となる点である<sup>11</sup>。『意匠審査基準』では、「公知の意匠と部分意匠との類否判断」において、両意匠が類似する要件の1つとして、「部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所

の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること」が挙げられている<sup>12</sup>。

なお、この部分意匠の位置等については、位置等に意味がある場合とない場合がある<sup>13</sup>。裁判例でも、「部分意匠の性質上、破線によって具体的に示される形状等は、意匠登録を受けようとする部分を表すため、当該物品におけるありふれた形状等を示す以上の意味がない場合もあれば、当該物品における特定の形状等を示して、その特定の形状等の下における意匠について、意匠登録を受けようとしている場合もあり、部分意匠において、意匠登録を受けようとする部分の位置等については、願書及びその添付図面等の記載並びに意匠登録を受けようとする部分の性質等を総合的に考慮して決すべきである。」との説示がある<sup>14</sup>。

本件では、この位置等については争点となっていない。

### 3. 『意匠審査基準』における対比意匠の認定

部分意匠の類否判断における問題点の一つは、本件意匠と対比すべき意匠、すなわち、出願意匠については「引用意匠」、侵害時の登録意匠については「被告意匠」の認定である。

『意匠審査基準』では、「公知の意匠と部分意匠との類否判断」について、「例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された

---

察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づき、両意匠が一般需要者に対し異なる美感を与えるか否かによって類否を決するのが相当である。」と説示している。

<sup>11</sup> なお、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も問題となるが、これは、通常の意匠（全体意匠）における「物品」と連続するものであって、通常の意匠（全体意匠）の場合と本質的な相違はなく、「物品性」の問題に包摂されるものと解される。

<sup>12</sup> 『意匠審査基準』（71.4.2.2.1）92頁。

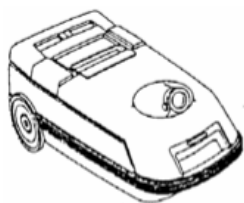
<sup>13</sup> 破線で表された形態については、①考慮しないとする説（独立説）と、②考慮する説（要部説）とがあるが、形式的に割り切れないものと解される（茶園編『意匠法』117頁参照。）

<sup>14</sup> 知財高判平成19.1.31「プーリー」平成18(行ケ)10317、及び、知財高判平成19.1.31「プーリー」平成18(行ケ)10318。

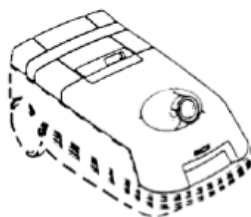
場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。」（『意匠審査基準』（71.4.2.2.1）92頁）と規定されている。

この規定を文言通りに読むと、本願部分意匠と対比される「引用意匠」（公知の意匠）は、「カメラに係る意匠」（全体意匠）であり、「カメラの部分に係る意匠」（部分意匠）ではないと解される。例えば、次のような解説もある、すなわち、「意匠法3条、3条の2のように公知意匠・開示意匠との間での判断を行うものは、部分意匠同士のみならず、部分意匠と全体意匠に係る公知意匠や全体意匠の出願との間でも類否等の判断が行われる。例えば、意匠審査基準に挙げられている図の例のように、「電気掃除機本体」の意匠が公知意匠である場合に、その一部と同一・類似の部分意匠の意匠登録出願を行った場合、その出願の意匠は、公知意匠に類似することを理由に拒絶される」と解説されている<sup>15</sup>。この解説によれば、「公知意匠の一部と類似の部分意匠」は「公知意匠（全体意匠）に類似する」ことになる。前段の「公知意匠の一部と類似」という関係は、意匠法3条の2の規定を踏まえたものと推認される。また、「公知意匠の一部と類似」するとの判断は、具体的には、①意匠に係る物品、②意匠部分の用途及び機能、③意匠部分の位置等、④意匠部分の形態の観点から導かれる判断である<sup>16</sup>。

【事例1】公知の意匠  
「電気掃除機本体」



部分意匠の意匠登録出願  
「電気掃除機本体」



しかし、このように解すると、公知意匠の一部（意匠登録を受けようとする部分）としか対比してないのに、公知意匠全体と類似するとの結論を出していることになり、論理的な飛躍があるように思われる。

『意匠審査基準』には、同様の事例として、【事例3】公知の意匠「カメラ」と部分

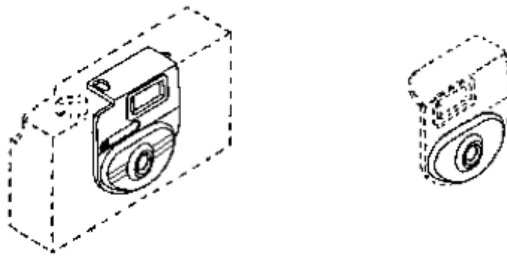
<sup>15</sup> 茶園編『意匠法』149頁～150頁。なお、同書の別の箇所でも、「物品の部分の形態である部分意匠の類否判断も、これまで述べてきた意匠の類否判断と同様である。ただし、部分意匠である出願意匠（あるいは登録意匠）と対比されるのは、公知意匠（あるいはイ号意匠）における、当該部分意匠の部分に対応する部分である。」と指摘する（同書117頁）。ここでも、「対応する部分」について「引用部分意匠」や「被告部分意匠（イ号部分意匠）」と認定していない。

<sup>16</sup> 『意匠審査基準』（71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定）84頁、『意匠審査基準』（71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断）92頁。

意匠「ファインダー付カメラ用レンズ」が類似するとの事例（意匠法3条1項3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例）がある。この事例では、公知の意匠「カメラ」と出願部分意匠とは、明らかに意匠に係る物品が相違し、類似するものではない。この事例では、公知の意匠「カメラ」から、出願部分意匠に相当する部分意匠を抽出して対比する必要がある。公知の意匠「カメラ」に包含されている引用意匠（出願部分意匠に相当する部分意匠「レンズの部分に係る意匠」）と出願部分意匠が類似するから、本願意匠は意匠登録を受けることができない事例となっている。

上記【事例1】の「電気掃除機本体」も、【事例3】と同様に解すべきであり、出願部分意匠と対比し類似と判断されるのは、公知の全体意匠に包含される「電気掃除機本体」の出願意匠に相当する部分に係る意匠（部分意匠）である。『意匠審査基準』の規定は、正確に言えば「新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品の＜当該部分に係る＞意匠となる。」と解される。

【事例3】 公知の意匠                      部分意匠の意匠登録出願  
「カメラ」                      「ファインダー付カメラ用レンズ」  
(意匠公報掲載の部分意匠)



学説も多くが、公知意匠としての部分意匠の実存を肯定している<sup>17</sup>。そして、「部分意匠」を「引用意匠」と認定して、出願部分意匠と対比し、両意匠が類似するか否かを

<sup>17</sup> 例えば、加藤氏は、意匠の定義は、「公知意匠にも通用するものである」と指摘する（加藤恒久『部分意匠論』（尚学社2002年）188頁）。吉原氏は、「部分意匠が公知である場合に、その部分意匠を含む全体意匠を出願したときは、登録の対象となり得る。」と指摘する（吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社1999年）114頁）。また、意匠法3条の2について、「類否判断に際しては、先願意匠に後願意匠に対応する部分の意匠を抽出し、その部分の意匠と後願意匠とを対比することとなる。」との指摘もある（寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタール〈第2版〉』（レクシスネクシス・ジャパン2012年）〔峯〕200頁）。

判断すると解している<sup>18</sup>。侵害判断においても、この構造は同じであり、本件部分意匠と対比される被告意匠は、被告製品の全体意匠に包含されている「被告部分意匠」である<sup>19</sup>。

本件判決も、被告意匠及び引用意匠について、本件意匠及び本願意匠に相当する部分の意匠を認定している点で、多数説を確認する説示と評価される。

## 4. 被告意匠の認定

### (1) 裁判所の認定

本件判決は、部分意匠である本件登録意匠と対比する被告意匠を部分意匠として明確に認定した点が注目される。

すなわち、「本件意匠は、意匠に係る物品「サンダル」におけるサンダル台部分の部分意匠である。本件意匠のサンダル台部分の用途、機能は、使用者の足を乗せる部分であって、突起部材によって使用者の足の裏を刺激するとともに、空隙部によって通気性・通水性を向上させるものである。当該部分は、サンダル台の縦方向の中央部から前方部の両側端部に接合され、つま先部分が開口した略半筒状の甲被部とからなるサンダルの、サンダル台部分である。」との本件意匠の認定を踏まえて、「被告製品はサンダルであり、本件意匠に係る物品「サンダル」と同一であり、被告製品のサンダル台部分は、本件意匠の当該部分と同様の用途及び機能を有する。被告製品のサンダル台部分の位置、大きさ、範囲等は本件意匠とほぼ同一である。」と認定し、「（以下、被告製品

---

<sup>18</sup> 例えば、「部分意匠の出願をした場合、公知の部分意匠と同一又は類似である場合は意匠法3条1項で、容易創作の場合は同条2項で拒絶される。その部分意匠を含む全体意匠が公知である場合にも、同様に拒絶される。」との指摘がある（前掲 吉原省三「部分意匠の問題点」114頁）。やや曖昧さは残るが、次の指摘も同旨と解される。すなわち、「公知の意匠については、その物品のあらゆる部分（一定の独立的創作単位であることは必要。）の形態も意匠たり得ることとなる。よって、出願意匠に係る部分形態と同一の形態が出願前公知意匠に包含されているときは、出願意匠と公知の意匠とは、部分意匠として同一であるということになる。この関係は、部分意匠の登録意匠とその出願後の他人の実施意匠の当該部分の形態が同一のときは、やはり部分意匠として同一ということになるものである。」との指摘がある（満田・松尾編『注解意匠法』（青林書院2010年）〔森本啓司〕154頁）。

<sup>19</sup> 茶園氏は、「登録部分の意匠の侵害が争われる場合に対比対象となるのは、被告が製造、販売等を行う物品（「イ号物品」）の全体意匠における部分意匠に相当する部分である。これは、部分意匠制度が物品の特徴的な部分の創作を効果的に保護することを目的としたものであることによるのであるが、対比対象もまた（部分）意匠である。同制度は、部分意匠として物品の部分に係る意匠の成立を認めるものであり、意匠登録を受ける対象としての部分意匠のみならず、イ号物件に関しても、全体意匠とともに全体意匠の部分の意匠が存在することになるからである。」と指摘している（茶園成樹「意匠の利用について」知的財産法研究2003-12-No.129, 6頁）。同様に、「部分意匠と被告製品の部分意匠に対応する部分（以下、「対応部分」という）の意匠とを対比して類否判断を行う。」との指摘もある（前掲『意匠法コンメンタール〔第2版〕』（高橋淳）405頁）。

のサンダル台部分の意匠を「被告意匠」という。）」と説示している。そして、更に続けて、「以上を前提として、部分意匠の類否について判断する。」と明記している。

本件判決の被告意匠の認定は、本件意匠（部分意匠）に相当する部分の意匠を被告意匠（部分意匠）として抽出認定し、被告製品の全体意匠に包含された被告意匠（部分意匠）の実存を肯定したものと評価される。

## （２）原告の認定

この裁判所の認定に対して、原告の「被告意匠の認定」は曖昧である。

すなわち、原告の主張では、「本件意匠と被告製品の対比」として、「イ 被告製品の構成」を「被告製品はサンダルであり、本件意匠に係る物品「サンダル」と同一である。サンダル台部分の用途及び機能も当該部分と同一であり、サンダル全体の形態の中での位置、大きさ、範囲もほぼ同一である。被告製品の構成は…」と認定しているだけである。この認定では、「被告製品」を認定しているが、「被告意匠」の認定が明確ではない。

次に、「ウ 両意匠の対比」として、当該部分の形態の構成態様の対比をおこない、「エ 類否判断」において、当該部分の形態の差異点と共通点の評価をし、「被告製品のサンダル台部分の形態は、本件意匠の当該部分の形態と類似する。」としている。そして、結論として「被告製品の意匠は、意匠に係る物品が同一であり、当該部分における用途及び機能が同一であり、当該部分の形態が類似あり、かつ、当該部分の位置、大きさ、範囲がほぼ同一であるため、本件意匠と類似する。」とする。この「ウ 両意匠の対比」は形態のみの対比を意味しているようであるし、結論の「被告製品の意匠」は、被告製品の全体意匠を意味するのか、本件登録意匠に相当する部分の意匠（部分意匠）を意味するのか不明確である。

上記の裁判所の「被告意匠」の認定は、このような原告の認定の曖昧さを正しているものと解される。

## ４．引用意匠の認定

本件では、被告の抗弁として、原告の登録意匠に「公知意匠による新規性欠如」の無効理由があることを主張しており、公知意匠と本件登録意匠との類否が争点となっている。そこで、裁判所は、部分意匠の場合の引用意匠（意３条１項３号）の認定についても、上記被告意匠の認定と同様、公知資料（カタログ製品等）から本件意匠に相当する「部分意匠」を抽出し、引用意匠を特定している点が注目される。

原告は、引用意匠「乙１意匠」については、「登録実用新案第３０６２３４５号公報（乙１）に開示されている意匠」を「乙１意匠」と認定して、「本件意匠と乙１意匠を

対比」し、「両意匠は類似しない。」と判断している。乙1意匠は、構成の認定によれば、実質的に「部分意匠」と解されるが、特段の区別や認定はしていない。引用意匠「乙2意匠」は、登録意匠（全体意匠）である。原告は、「乙2意匠」の構成としては、部分の態様しか認定していないが、「登録全体意匠」とその公報において開示された「部分意匠（乙2意匠）」の区別はしていない。この点に関しては、被告も同様の認定しかしていない。

これに対して、裁判所は、「乙1」の引用意匠については、「登録実用新案第3062345号公報（乙1）は、平成11年10月8日に国内において頒布された刊行物であり、そこに開示されている意匠（乙1意匠。スリッパ全体の意匠）の本件意匠の当該部分に相当する部分（乙1でいう「足底部材」）の意匠（乙1でいう「スリッパ」は本件意匠でいう「サンダル」に、「足底部材」は「サンダル台」にそれぞれ相当するから、以下、「乙1サンダル台部分の意匠」という。）」と認定している。また、「乙2」についても、「乙2意匠（サンダル全体の意匠）の本件意匠の当該部分に相当する部分（サンダル台部分）の意匠（以下「乙2サンダル台部分の意匠」という。）」を引用意匠と認定し、類否判断している。

本件裁判所は、意匠法3条1項等の登録要件の判断における「引用意匠」についても、公知資料に開示された全体意匠から、その全体意匠に包含された、本件意匠の当該部分に相当する部分の意匠（部分意匠）を抽出認定すべきことを説示したものと評価される。

## 5. 裁判例にみる被告意匠の認定

裁判例を見ると、「被告意匠」を認定する場合は、いずれも「被告製品」の全体意匠とは区別して、「部分の意匠」を認定している。

### ①大阪地判平成17.12.15「化粧用パフ」平成16(ワ)6262（判時1936号(2006.9.27)156頁，判タ1214号268頁）

本件では、「イ号物件目録記載の物件（ゲルマニウムシリコンブラシ。以下「イ号物件」といい、その本体部分の意匠を「イ号意匠」という。）」とされている。そして、「イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度」に関連して、「本件登録意匠は、意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの（部分意匠）であって、これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。」と説示している。

### ②大阪地判平成19.10.1「平板瓦」平成18(ワ)4494

イ号物件は、「平板瓦」であるが、その部分である「イ号物件の係合凸部の意匠を「イ号意匠」という」としている。また、「イ号意匠の構成」は、「平板瓦の平面視上端中央付近の上面から上方へ突設された鉤状の係合凸部の部分からなる、平板瓦の部分意匠」

である。」と認定されている。

③大阪地判平成 22. 1. 21 「マンホール蓋用受枠」平成 20(ワ)14302

「本件登録意匠Aに相当する部分の意匠を「被告意匠A」という。」としている。

④大阪地判平成 25. 1. 22 「放電ランプ」平成 23 (ワ) 529

「被告各製品は、いずれも交換用放電ランプであるが、……被告各製品について、本件各意匠に対応する口金部の意匠に差異はない(以下、当該意匠を「被告意匠」という。)。」とされている。

## 6. 裁判例にみる引用意匠の認定

審決取消訴訟においては、審決の「引用意匠」の認定を引用するだけで、裁判所が特に「引用意匠」を認定する場合は少ない。下記のとおり、審決のほとんどが、「本願意匠に相当する部分」を、「以下「引用意匠」という。」と認定している。前記のとおり、部分意匠は、「物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されるから、審決における「部分」との表現は、この定義を省略的に表現したもの、あるいは、「物品の部分に係る意匠」ないし「部分の意匠」を省略的に表現したものと解される。

しかし、「部分」との表現は曖昧であり、「部分」が、直ちに「引用意匠」であるという言い換えは、やや論理的に無理がある。したがって、裁判所が引用意匠を認定する場合には、「本願部分意匠が意匠登録を受けようとする部分に相当する部分、すなわち、当該物品の両袖の部分の意匠である。」と説示しており（②知財高判平成 18. 7. 18 「スポーツ用シャツ」）、補足的に「部分の意匠」であることを明記していると解される。この認定は、本件「サンダル」事件の裁判所の認定と共通する。なお、下記の審決で「部分の意匠」を「引用意匠」として認定した例は、⑦知財高判平成 21. 3. 25 「人形」だけであり、審査・審判における運用の大勢は、「本願意匠に相当する部分」を、「以下「引用意匠」という。」と認定していると思われる。

①知財高判平成 17. 5. 23 「自動車用タイヤ」平成 17(行ケ)10253

審決では、「意匠登録第 9 0 6 6 7 1 号意匠のうち本願意匠に相当する部分（以下「引用意匠」という。）」と認定している。

②知財高判平成 18. 7. 18 「スポーツ用シャツ」平成 18(行ケ)10004

審決では、「「セーター」の意匠のうち、本願部分意匠が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分（以下「引用意匠」という。）」と認定している。

しかし、裁判所は、「引用意匠は、「セーター」に係る意匠のうち、本願部分意匠が意匠登録を受けようとする部分に相当する部分、すなわち、当該物品の両袖の部分の意匠である。」と説示している。

③知財高判平成 19. 4. 25「プーリー」平成 18（行ケ）10469

審決では、「意匠登録第 9 8 1 4 6 2 号の意匠（意匠に係る物品・動力伝導用プーリー）の本願意匠に相当する部分の意匠（以下「引用意匠」という。）」と認定している。

④知財高判平成 19. 5. 16「自動車用タイヤ」平成 18（行ケ）10492

本件の引用意匠は、先願意匠（意 9 条 1 項）であるため、審決は、「意匠登録第 1 2 3 6 6 6 5 号の意匠（意匠に係る物品・自動車用タイヤ。以下「引用意匠」という。）」と認定している。

⑤知財高判平成 19. 5. 30「管継ぎ手」平成 18（行ケ）10462, 10463

審決は、カタログに掲載の「伸縮管継ぎ手」の意匠のうち、「本願意匠が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分（以下「引用意匠」という。）」と認定している。

⑥知財高判平成 20. 12. 25「ビールピッチャー」平成 20（行ケ）10251

審決は、「意匠に係る物品を「ビール用ピッチャー」とする意匠登録第 1 1 8 7 5 2 2 号の意匠のうち本願意匠に対応する部分（以下この部分を「引用意匠」という。）」と認定している。

⑦知財高判平成 21. 3. 25「人形」平成 20（行ケ）10402

審決は、「引用意匠は、……雛人形の本件登録意匠に相当する部分の意匠（以下、「引用意匠」という。）である」と認定している。「引用意匠」を「部分の意匠」と認定している特別な事例と言えよう。

⑧知財高判平成 22. 7. 7「呼吸マスク」平成 22（行ケ）10079

審決は、実用新案公報の「第 2 図及び第 3 図に現されたマスクの本願意匠に対応する部分の意匠（以下「引用意匠」という。）」と認定している。裁判所も同様に、「引用意匠は、簡易マスクに関するものであり、本願意匠の部分に対応するマスクの上縁部である。」と説示するが、「引用意匠は、別紙第 2 の図面に記載された簡易マスクのうち、本願意匠の部分に対応するマスクの上縁部に沿った細い帯状の部分についてのものである。」との説示もある。

⑨知財高判平成 24. 11. 26「人工歯」平成 24（行ケ）10105ないし 10110

審決は、「引用意匠 A（全体意匠）のうち本願意匠 D（部分意匠）の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分（引用意匠 D）」と認定している。本件では、裁判所も同様に、「引用意匠 D は引用意匠 A の先端付近の部分である」と説示している。

## 7. 部分意匠の認定（まとめ）

部分意匠の定義は単純であるが、部分意匠と全体意匠の関係は明らかとはいえない。『意匠審査基準』では、部分意匠の出願と全体意匠の出願は、「意匠登録を受けようとする方法及び対象」が異なるものとされている<sup>20</sup>。部分意匠とは、意匠登録出願の方法であって、部分意匠は実存するものと解されていないかもしれない。

しかし、本件「サンダル」事件の裁判所が認定するように、また、学説・裁判例の多くが指摘するように、被告意匠及び公知意匠として「部分意匠」が実存すると捉えるべきであろう。全体意匠は「物品に係る意匠」であり、部分意匠は「物品の部分に係る意匠」である。両意匠は、同等に実存する意匠と解すべきである。したがって、当該物品の全体意匠との関係は、当該全体意匠の「一部」（意3条の2）を構成する意匠であり、全体意匠に「包含」されていると解される。

部分意匠は、単に全体意匠と「出願の方法及び対象」が相違するものと捉えるか、全体意匠と同等に実存する「意匠」と捉えるかで、類否判断の具体的手法等に大きな差異が生じるものではない。しかし、本願意匠（本件登録意匠）と対比すべき引用意匠（被告意匠）が明確に捉えられるならば、類否判断も相応に明確なものとなると思われる。出願部分意匠の類否判断については、公知の資料から「出願意匠に相当する部分に係る意匠」を引用意匠として認定することが重要な課題となる。また、侵害時の本件登録意匠（部分意匠）の類否判断については、被告製品から「登録意匠に相当する部分に係る意匠」を被告意匠として認定することが重要な課題となる。被告製品の全体意匠と被告意匠（部分意匠）とは、全体の一部に包含された関係であり、本件登録意匠と被告製品とにおける利用侵害の関係が明確になるとと思われる<sup>21</sup>。

## 7. 部分意匠の寄与率

本件で、裁判所は、「意匠法39条1項により、被告製品の販売数量に原告製品の単

---

<sup>20</sup> 先願の規定である「意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。」とされている（『意匠審査基準』（61.1.1）73頁）。

<sup>21</sup> 部分意匠の利用については、前掲・茶園「意匠の利用について」、拙稿「顕微鏡事件：部品意匠、および形状意匠の意匠権の効力〔下〕」特許ニュース No.12716(平成22.4.2),同「意匠法の問題圏6 保護対象Ⅳ・形状の意匠」を参照されたい。

位数量当たりの利益の額及び寄与率を乗じた額をもって、原告の受けた損害の額とすることができる。」とし、「本件意匠は部分意匠であり、サンダル全体に占める当該部分の割合は約 77%であるから、本件意匠の寄与率は 75%と認める。」と説示している。この説示から推認すると、この「寄与率」とは、原則として「原告製品の全体意匠」に対する「本件意匠（部分意匠）」の「割合」に相当し、「原告製品の単位数量当たりの利益」について、本件登録意匠が「寄与する率」と解される。原告製品の全体意匠の場合、この「寄与率」は 100%となるであろう。

同様に、部分意匠の「寄与率」を判断した「化粧用パフ」事件（大阪地判平成 17. 12. 15）がある。「化粧用パフ」事件は、意匠法 39 条 2 項（侵害者が得た利益を権利者が受けた損害の額と推定する規定）に基づく請求であったが、裁判所は、「本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは、イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ、その額は、同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に、イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。」とし、イ号意匠はイ号物件全体の略半分を占めていることから推認されるが、「寄与率は 50%」と説示している。

以上の 2 件以外では、「履物装着用ヒールローラー」事件で、部分意匠の意匠権侵害において、損害賠償請求が認められている。しかし、この事件では、実用新案権侵害も認められ、「被告が得た利益は 20 万 3 700 円であり、実用新案法 29 条 2 項又は意匠法 39 条 2 項により、同額が原告の損害と推定される。」と説示された。意匠権侵害だけであつたら、「寄与率」が問題となったか否かは分からない。

大阪地判平成 25. 9. 26「遊技機用表示灯」（平成 23(ワ)14336）では、本件登録意匠が部分意匠であり、「寄与度は、相当限定的に見ざるを得ない」と説示されているが、寄与率は明記されていない。その他の「侵害品の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者が販売することができないとする事情」も考量して、意匠法 39 条 1 項による原告の損害額算定としては、同項本文に従って求められた額から、「その 85%に当たる額を控除するのが相当」と説示している。

部分意匠の意匠権侵害における損害賠償については、以上しか裁判例はない。したがって、確定的にいうことはできないが、損害賠償額の算定において、製品全体の利益や実施料に対する部分意匠の「寄与率」が考慮されるべきものと思われる。部分意匠は、「物品の部分に係る意匠」であり、差止請求権は、当該意匠に係る物品（全体の製品）に及ぶものであるが（意 2 条 3 項、意 23 条）、極端に小さな部分に係る意匠である場合もあり、損害賠償額の算定においては、部分意匠の「寄与率」を考慮する必要がある。なお、極端に微細な部分に係る部分意匠については、差止請求権、特に廃棄請求権は、

権利の濫用として認められない可能性もあると思われる<sup>22</sup>。

---

<sup>22</sup> 侵害物棄却請求権について、「この請求は権利濫用とならない程度において認められる点に注意すべきであろう（たとえば、数層のビルディングの建築の基礎に使用された物や巨大な船舶の構造の一部における物の使用などを想起せよ）。」との指摘がある（兼子・染野・工業権法 252 頁）（高窪喜八郎・瀧野文三編『学説判例総覧・工業所有権法』（昭和 37 年中央大学出版部より）。三山峻司「侵害行為の是正と執行に関する問題」パテント 2013 Vol. 66 No. 5（別冊 No. 10）33 頁参照。